



医療費をいったん全額自己負担したら… 療養費を受給できます

問 役場健康づくり推進課 国保年金係 ☎ 286-3111 内線 121 ~ 124

医療費を全額自己負担したときはご確認ください

コルセットなどの治療用装具を作った場合や突然のケガや病気などで、保険証を持たずに病院を受診し、医療費を全額自己負担したときは、役場健康づくり推進課へ療養費の申請をしてください。

かかった医療費のうち、自己負担分を除いた金額を受給できます。

※保険税の未納がある場合は、受給する額の全部または一部を税に充当します

療養費が認められるもの	申請に必要なもの	
突然のケガや病気で保険証を持たずに受診したとき		<ul style="list-style-type: none"> ● 診療内容の明細書 ● 領収書
手術などで輸血に用いた生血代がかかったとき	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険証 ● 印かん(スタンプ式不可) ● 世帯主名義の口座番号がわかるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ● 医師の診断書か意見書 ● 輸血用生血液受領療養証明書 ● 血液提供者の領収書
医者が治療上必要と認めたコルセットなどの治療用装具代がかかったとき	<ul style="list-style-type: none"> ● 診療内容の明細書 ● 領収書 	<ul style="list-style-type: none"> ● 医師の診断書か装具の装着証明書 ● 領収書
海外渡航中に受診したとき ※治療目的の渡航は除く		<ul style="list-style-type: none"> ● 診療内容の明細書と領収明細書 ※外国語のものには日本語の翻訳文が必要です



将来受け取る年金のために こんなときは必ず届け出を

問 役場健康づくり推進課 国保年金係 ☎ 286-3111 内線 121 ~ 124
国民年金に関する問い合わせ 熊本東年金事務所 ☎ 367-8144

変更があったら届け出を

国民年金は、節目ごとに届け出を行わないと、将来の年金額が減少したり、もしものときの年金が受給できなくなります。右表のようなときには必ず届け出をお願いします。

- 第1号被保険者
自営業者・学生・無職など
- 第2号被保険者
会社員・公務員など
- 第3号被保険者
第2号被保険者に扶養されている配偶者

届け出が必要なとき	届け出の場所	届け出に必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> ■ 会社を辞めたとき ■ 離婚や収入の増加などで配偶者(第2号被保険者)の扶養から外れたとき 	役場健康づくり推進課国保年金係	<ul style="list-style-type: none"> ■ 年金手帳 ■ 印鑑 ■ 離職日もしくは資格喪失日がわかる証明書
<ul style="list-style-type: none"> ■ 就職したとき ■ 結婚・収入の減少などで配偶者(第2号被保険者)の扶養になったとき 	勤務先	<ul style="list-style-type: none"> ■ 年金手帳 ■ 印鑑
<ul style="list-style-type: none"> ■ 転入、転居などで住所が変わったとき ■ 氏名が変わったとき 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第1号被保険者は役場健康づくり推進課国保年金係 ■ 第2・3号被保険者は勤務先 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 年金手帳 ■ 印鑑

※第2・3号被保険者の手続きについては勤務先にお問い合わせください